

早川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、早川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご（地方名やまめ）以下同じ、にじます、いわな及びうぐいをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り又は置き針による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会（又は総代会）の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間
あまご にじま いわな うぐい	竿釣り	全域 (早川町営保川溪流釣堀場を除く)	3月15日～9月30日まで (うぐいは、4月中を除く)
にじま あまご	竿釣り	早川町営保川溪流釣堀場	1月1日～12月31日まで 3月15日～9月30日まで

3 第2項の定めにかかわらず、保川（保集落灌漑用水頭首工堰堤下流500m）の区域の「早川町営保川溪流釣堀」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

4 第2項の定めにかかわらず、繁殖保護、乱獲防止のため、釣って持ち帰る尾数制限を1日1人20尾までとする。

5 第2項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、採捕をしてはならない。ただし、前白根沢の本流及び支流を除いては、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。なお、期間は、ウ欄の期間とする。

ア区域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期間
北沢と早川との合流点より上流の早川の本流及び支流。但し、中白根沢と早川との合流点より下流の本流を除く	竿釣り。ただし、疑似餌による釣り	3月15日～9月15日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（山梨県南巨摩郡早川町保509番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料及び漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料（消費税込み）		
		1年	1日前売り	1日現場売り
あまご にじま いwana うぐい	竿釣り	4,000円	1,000円	2,000円

※1日現場売りは遊漁開始後に納付する場合に適用する

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

中学生以下	無料
肢体不自由者	前項遊漁料の2分の1

3 第3条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間	特別遊漁料（消費税含む）
あまご にじま す	半日	大人（中学生以上）1回 3,500円
		小人（小学生のみ）1回 2,000円

4 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久518番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料1年（消費税込み）
内共第五号に係る漁場区域（早川町営保川溪流的釣堀場を除く）	あまご にじま いwana うぐい	竿釣り	21,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－（1）又は、別記様式1－（2）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－（3）の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証および共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視

員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

様式 1 － （ 1 ） 遊漁承認証

遊漁承認証

：　：　：

○　○
・　・
・　・
・　・

禁漁期間及び制限

有効期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区間
遊漁料

注意事項

氏名	住所
才	

年度

魚種

早川漁業協同組合

：　年度　魚種　承認証

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
月									
2	魚種								10
3	漁法								11
4	区域								12
5	現場売り								13
6	販売店売り								14
7	期入								15
8	間漁								16
9	取扱者・販売店氏名								17
									18
		印							18
	南巨摩郡早川町保509								20
	早川漁業協同組								21
	TEL (0556) 45-2302								22
	31	30	29	28	27	26	25	24	23

売　上　票

年　月　日

現場売り　円

販売店売り　円

取扱者・販売店氏名

早川漁業協同組合遊漁承認証（魚種）		魚種：			
承認期間	<table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	年	月	日	下記余白に氏名・住所・年齢をご記入下さい。
年	月	日			
遊漁料					
電話番号：					
遊漁期間：					
注意事項：					
漁法：	遊漁区域：				

氏名	住所	県下共通遊漁承認証		No.						
才		年 度	魚 種	写 真	注 意 事 項	5 遊 漁 料	4 遊 漁 区 域	3 漁 具 漁 法	2 魚 種	1 承 認 期 間
					...					
		山梨県漁業協同組合連合会				印				

漁場監視員証	漁場監視員講習会終了証
第 号 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住 所 氏 名 (歳)	
年 月 日から 年 月 日まで有効 早川漁業協同組合 印	

別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

NO	場 所	名 称	電話番号
1	早川町奈良田403	秘境冒険民宿 山人砦	080-2782-4408
2	早川町湯島83-30	民宿 えびなや	0556-48-2941
3	早川町湯島1780-7	湯島の湯	0556-48-2468
4	早川町新倉3235-1	新倉給油所	0556-48-2311
5	早川町大原野651	ヘルシー美里	0556-48-2621
6	早川町西之宮1094	月夜見山荘	0556-45-2021
7	早川町西之宮200	やまめびあ	080-3718-8086
8	早川町保1236	麓の直売所	0556-45-2525
9	早川町高住650	早川町観光協会	0556-48-8633
10	早川町千須和697-1	本流堂	0556-45-2225
11	早川町小縄1083	早川給油所	0556-45-2888
12	身延町飯富106-4	丸山つり具店	0556-42-2455
13	南都留郡忍野村忍草3265-5	リバーズ・エッジ	0555-84-4833
14	南アルプス市芦安	山梨交通芦安チケット売場	055-223-0821
15	南アルプス市広河原	広河原山荘	090-2677-0828
16	富士市平垣本町3-16	つり具のサトウ	0545-63-0310
17	富士宮市大宮町18-6	太陽釣具店	0544-26-5031
18	富士市伝法423-5	ザ・トラウトバム	0545-88-9335
19	全国の店舗(チケット発券機)	セブンイレブン	
20	全国の店舗(チケット発券機)	ローソン	
21	全国の店舗(チケット発券機)	ファミリーマート	
22	オンラインシステム		

なお、この表に定めるもののほか「早川漁業協同組合遊漁承認証販売所」の幟旗(緑色地に黒字)の立つ所も納付場所とする。